

別紙 評価基準【港湾5工種A等職の工事・技術者の地域貢献評価あり】

評価項目	評価基準	配点(特別港湾潜水工種A等職あり)				配点(特別港湾潜水工種A等職なし)				
		〔作業船〕評価あり、ICT活用なし	〔作業船〕評価あり、ICT活用あり	〔作業船〕評価なし、ICT活用なし	〔作業船〕評価なし、ICT活用あり	〔作業船〕評価あり、ICT活用なし	〔作業船〕評価あり、ICT活用あり	〔作業船〕評価なし、ICT活用なし	〔作業船〕評価なし、ICT活用あり	
施工実績	H23.4.1以降に元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	2.5点 0.0点 欠格	2.5点 0.0点 欠格	2.5点 0.0点 欠格	2.5点 0.0点 欠格	2.5点 0.0点 欠格	2.5点 0.0点 欠格	2.5点 0.0点 欠格	2.5点 0.0点 欠格	
工事実績	中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年又は10年間に完了した当該工種の工事の平均評定値(500万円以上の工事)(注2)(注3)(注4)	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点
表彰	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)、中部地方整備局(港湾空港関係)の優良工事表彰、安全工事表彰、又はその他表彰(過去3年間)(注2)(注5)(注6)(注7)(注8)	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	
企業能力等	登録海上起重業者、建設マスター又は建設エンジニアマスターをそれぞれ資格に指定(別記条件書)に記載している当該工種の全施工期間に配置	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	
特別港湾潜水工種の活用	潜水作業管理者を必要とする作業日(3名以上の)の全期間、有資格者を配置	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	
作業船の有資格者	当該工事に使用する作業船の有資格者	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	
ICTの活用	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無【基礎工】【ブロック据付工】(注14)	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	
ワークライフバランス推進企業	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定(プッシュするほし・えるほし認定企業)(注16) ・次世代法に基づく認定(くるみん(旧基準)/くるみん(新基準)/プラチナくるみん/トライくるみん(旧基準)/トライくるみん(新基準)認定企業)(注16) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)(注17) 認定を受けていない	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	
企業能力等得点	小計 (登録海上起重業者、建設マスター又は建設エンジニアマスターの活用(評価あり))	① 換算点a(換算点の配点合計は8.0点)	② a=①×8.0/12.0	③ a=②×8.0/14.0	④ a=③×8.0/9.5	⑤ a=④×8.0/11.5	⑥ a=⑤×8.0/11.0	⑦ a=⑥×8.0/13.0	⑧ a=⑦×8.0/8.5	
企業能力等得点	小計 (登録海上起重業者、建設マスター又は建設エンジニアマスターの活用(評価なし))	① 換算点a(換算点の配点合計は8.0点)	② a=①×8.0/11.0	③ a=②×8.0/13.0	④ a=③×8.0/8.5	⑤ a=④×8.0/10.5	⑥ a=⑤×8.0/10.0	⑦ a=⑥×8.0/12.0	⑧ a=⑦×8.0/9.5	

評価項目	評価基準	配点(評価対象資格(資格以上))		配点(評価対象資格(資格))		配点(評価対象資格なし)		
		〔作業船〕評価あり、ICT活用なし	〔作業船〕評価あり、ICT活用あり	〔作業船〕評価なし、ICT活用なし	〔作業船〕評価なし、ICT活用あり	〔作業船〕評価あり、ICT活用なし	〔作業船〕評価あり、ICT活用あり	
経験	H23.4.1以降に元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	2.5点 1.0点 0.0点	2.5点 1.0点 0.0点	2.5点 1.0点 0.0点	2.5点 1.0点 0.0点	2.5点 1.0点 0.0点	2.5点 1.0点 0.0点	
工事実績	同種工事の工事実績 (H23.4.1以降の全地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の実績を対象とする)	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点
表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事表彰、当該工種の海外インフラプロジェクト技術者表彰(過去3年間)(注2)(注5)(注18)	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	
保有資格	評価対象資格の有無 (注19)	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	
継続教育	CPDの単位取得状況 (注20)	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	
地域実績	当該エリアにおける過去4年間の工事実績 (注21)	2.0点 1.0点 0.0点	2.0点 1.0点 0.0点	2.0点 1.0点 0.0点	2.0点 1.0点 0.0点	2.0点 1.0点 0.0点	2.0点 1.0点 0.0点	
技術者の能力等得点	小計 換算点b(換算点の配点合計は8.0点)	⑨ b=⑨×8.0/11.0	⑩ b=⑩×8.0/10.5	⑪ b=⑪×8.0/9.5				

評価項目	評価基準	配点			
		〔災害時の事業継続力の認定状況〕の評価あり	〔災害時の事業継続力の認定状況〕の評価なし	〔災害時の事業継続力の認定状況〕の評価あり	〔災害時の事業継続力の認定状況〕の評価なし
災害協定の締結	中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害協定の締結実績 (注22)	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点
災害復旧等の実績	中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害復旧等の表彰実績(過去5年間) (注22)(注23)	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点
ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア活動実績(過去5年間、又は前年度)のボランティア活動実績 (注22)(注24)(注25)	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点
管内実績	H23.4.1以降に元請として完成・引渡しが完了した中部地方整備局管内(港湾空港関係)の施工実績 (注22)	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点
災害時に対応できる作業船保有の状況	災害協定書を締結している団体等に所属し、かつ自社保有の有無で評価	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点
災害時の事業継続力の認定状況	建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無 (注26)	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点
地域貢献度等得点	小計 換算点c(換算点の配点合計は4.0点)	⑫ c=⑫×4.0/5.0	⑬ c=⑬×4.0/6.0	⑭ c=⑭×4.0/4.0	⑮ c=⑮×4.0/5.0

評価項目	評価基準	配点
工事信頼度等	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定値の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事成績評定の平均点を65点とみなす。)の場合、低入札工事後の完了後2年間、減点する。	-1.5点
工事信頼度等	中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事の工事成績評定値が70点未満の場合、低入札工事後の完了後2年間、減点する。	-1.5点
工事信頼度等	工事信頼度等小計	e

総合評価方式	加算点小計-d
施工能力評価型(Ⅰ・Ⅱ型) 施工体制評価型	(a+b+c)×40/20
施工能力評価型(Ⅰ・Ⅱ型) 施工体制評価型以外	(a+b+c)×30/20
施工能力評価型 (Ⅰ型-施工計画重視型)	(a+b+c)×20/20
技術提案評価型(S型-非WTO)	

(注29) 加算点合計=加算点小計d+工事信頼度等小計e

「作業船の有無」、「評価対象資格」、「総合評価の方式」については別記条件書による。

- (注1)より同種性の高い工事とは、「同種工事」要件を満たし、かつ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。
- (注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港関係)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾技術調査事務所を指す。
- (注3)過去5年間に完了した当該工種の工事実績がある場合は、過去5年間の平均評定値で評価し、ない場合は過去10年間の平均評定値で評価する。なお、過去10年間の平均評定値を適用する場合、記載の配点に0.5を乗じた値を工事実績の評価点とする。
- (注4)「過去5年間」とは、公告日がR8.5.31までは、R2～R6年度、R8.6.1からはR3～R7年度を指し、「過去10年間」とは、公告日がR8.5.31までは、H27～R6年度、R8.6.1からはH28～R7年度を指す。
- (注5)「過去3年間」とは、「インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」及び「海外インフラプロジェクト技術者表彰(国土交通大臣賞、奨励賞)」についてはR5～R7年度を指し、「優良工事表彰、安全工事表彰、又はその他表彰」及び「優良工事技術者表彰」については、公告日がR8.7.31までは、R5～R7年度、R8.8.1からはR6～R8年度を指す。
- (注6)その他表彰とは下掲表彰を指す。
- (注7)優良工事表彰、その他表彰については、受賞した工事の工種に限り評価し、インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)及び安全工事表彰は受賞した工事の工種に限らず全港湾6工種で評価する。また、複数の表彰実績がある場合でも、評価点が最大となる1表彰に限り評価する。
- (注8)「インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」の評価対象は、国又は地方公共団体の港湾空港関係の発注工事で表彰されたものとする。
- (注9)環境性能を有する作業船とは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第19条の3に基づき「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」(平成22年改正)を満足していることとする。
- (注10)「環境性能」と「新造」の重複した評価はない。
- (注11)平成22年改正前の「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足している作業船の申請については、配点に0.5を乗じた値を評価対象の加算点とする。
- (注12)作業船に設置されたクレーン(原動機)と主発電機等の「全ての原動機製造後(新品取替)及び中古品の買収」のみに関わる当該申請者の出資比率に応じた加算点とする。
- (注13)加算期間は、船舶製造後(新品取替)15年、中古品については製造後15年とする。
- (注14)「ICT活用工事」の対象となる項目については、特記様書を十分確認のこと。
- (注15)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づき基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に関する基準は満たすものに限る。)をいう。
- (注16)次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づき基準に適合するものと認定された企業をいう。
- (注17)青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づき基準に適合するものと認定された企業をいう。
- (注18)「海外インフラプロジェクト技術者表彰(国土交通大臣賞、奨励賞)」の評価対象は、港湾、空港分野で当該工種の表彰されたものとする。
- (注19)評価対象資格は、別記条件書の「評価対象資格」に示す資格を指す。
- (注20)推薦単位は優良、標準の分けのない団体の証明書類の場合、標準単位とする。
- (注21)当該エリアは愛知県、三重県、静岡県とし、工事は、公共工事(自治体含む)・民間工事両方を対象とし、港湾関係は否かを問わない。また、元開削、1,000万円以上の工事を対象とする。
- (注22)「中部地方整備局管内(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港関係)及び愛知・三重・静岡各県内の港湾・海岸を指す。
- (注23)「過去5年間」とは、当該工種の公告日より過去5年間を指す。
- (注24)ボランティア活動とは、国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が主催又は後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動を指す。自治会が主催し又は地方公共団体(港湾管理者含む)が後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動もこの範囲と認めるボランティア活動を指す。
- (注25)「過去5年間」とは、公告日がR8.7.31までは、R3～R7年度、R8.8.1からはR4～R8年度を指す。
- (注26)当該区域は、愛知県・三重県・静岡県とし、工事は愛知県又は三重県、静岡県で施工する工事は静岡県とする。
- (注27)作業船の100%自社保有、且つ「中部地方整備局(港湾空港関係)」と災害協定を締結している団体等に所属していること。
- (注28)中部地方整備局(港湾空港関係)における災害時建設事業継続力認定を受け、認定書に記載される有効期限内(3年間)にあること。(令和2年10月認定開始)
- (注29)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。

※加算点小計dは、小数2位四捨五入

別紙 評価基準表【港湾5工種A等級の工事:地元作業船の活用評価あり】

評価項目	評価基準	配点(特別港湾潜水技術士(評価あり))				配点(特別港湾潜水技術士(評価なし))										
		「地元作業船」評価あり、「ICT」評価なし	「地元作業船」及び「ICT」評価あり	「地元作業船」及び「ICT」評価なし	「地元作業船」評価なし、「ICT」評価あり	「地元作業船」評価あり、「ICT」評価なし	「地元作業船」及び「ICT」評価あり	「地元作業船」及び「ICT」評価なし	「地元作業船」評価なし、「ICT」評価あり							
施工実績	H23.4.1以降に元請として完成・引渡し完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事の実績あり(注1)	2.5点		2.5点		2.5点		2.5点		2.5点		2.5点		2.5点	
		同種性が認められる工事の実績あり ・実績なし ・対象工事が65点未満	0.0点	2.5点	0.0点	2.5点	0.0点	2.5点	0.0点	2.5点	0.0点	2.5点	0.0点	2.5点	0.0点	2.5点
工事成績	中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年又は10年間に完了した当該工事の平均評定点(500万円以上の工事)(注2)(注3)(注4)	平均点80点以上	3.0点		3.0点		3.0点		3.0点		3.0点		3.0点		3.0点	
		平均点78点以上80点未満	2.5点		2.5点		2.5点		2.5点		2.5点		2.5点		2.5点	
表彰	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)、中部地方整備局(港湾空港関係)の優良工事表彰、安全工事表彰、又はその他表彰(過去3年間)(注2)(注5)(注6)(注7)(注8)	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)又は優良工事表彰(局長表彰)あり	1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点	
		優良工事表彰(部長表彰、事務所長表彰)、安全工事表彰、又はその他表彰あり	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点
登録海上起重基幹技術者、建設マスター又は建設ジュニアマスターをそれぞれ資格に指定(別記条件書)に記載している当該工事の全施工期間に配アマスターの活用	登録海上起重基幹技術者、建設マスター又は建設ジュニアマスターをそれぞれ資格に指定(別記条件書)に記載している当該工事の全施工期間に配アマスターの活用	登録海上起重基幹技術者、建設マスター又は建設ジュニアマスターをそれぞれ資格に指定(別記条件書)に記載している当該工事の全施工期間に配アマスターの活用	1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点	
		登録海上起重基幹技術者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置なし	0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点	
特別港湾潜水技術士の活用	潜水作業管理者を必要とする作業日(3名以上の者が潜水作業を行う場合)の全期間、有資格者を配置	潜水作業管理者を必要とする作業日(3名以上の者が潜水作業を行う場合)の全期間、有資格者を配置	1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点	
		資格なし	0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点	
地元作業船の活用	地元企業が所有する作業船をそれぞれ指定(別記条件書)に記載している主要工事の作業日数の30%以上を使用(注9)	地元企業が所有する作業船を使用	1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点	
		使用なし	0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点	
ICTの活用(ICT活用計画)	各対象工事において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無【基礎工】【ブロック据付工】(注15)	各対象工事において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無【基礎工】【ブロック据付工】(注15)	2.0点		2.0点		2.0点		2.0点		2.0点		2.0点		2.0点	
		各対象工事において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合	0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点	
ワークライフバランス推進企業	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナ/シルバー/ブロンズ認定企業)(注16) ・次世代法に基づく認定(くるみん(旧基準)/くるみん(新基準)/プラチナくるみん/トライくるみん(旧基準)/トライくるみん(新基準)認定企業)(注17) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)(注18) 認定を受けていない	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナ/シルバー/ブロンズ認定企業)(注16) ・次世代法に基づく認定(くるみん(旧基準)/くるみん(新基準)/プラチナくるみん/トライくるみん(旧基準)/トライくるみん(新基準)認定企業)(注17) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)(注18) 認定を受けていない	1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点	
		認定を受けていない	0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点	
企業能力等得点 【登録海上起重基幹技術者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの活用】 評価あり	小計 換算点a(換算点の配点合計は8.0点)		①		②		③		④		⑤		⑥		⑦	
企業能力等得点 【登録海上起重基幹技術者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの活用】 評価なし	小計 換算点a(換算点の配点合計は8.0点)		①		②		③		④		⑤		⑥		⑦	

評価項目	評価基準	配点(評価対象資格2資格以上)				配点(評価対象資格1資格)				配点(評価対象資格なし)				
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
経験	H23.4.1以降に元請として完成・引渡し完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	2.5点		2.5点		2.5点		2.5点		2.5点		2.5点	
		より同種性の高い工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事 同種性が認められる工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事	1.0点	2.5点	1.0点	2.5点	1.0点	2.5点	1.0点	2.5点	1.0点	2.5点	1.0点	2.5点
工事成績	同種工事の工事成績 【H23.4.1以降の全地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局いずれも港湾空港関係】の実績を対象とする	80点以上	3.0点		3.0点		3.0点		3.0点		3.0点		3.0点	
		75点以上80点未満	2.5点		2.5点		2.5点		2.5点		2.5点		2.5点	
表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工事の優良工事表彰、当該工事の海外インフラプロジェクト技術者表彰(過去3年間)(注2)(注5)(注19)	優良工事技術者表彰、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞の表彰あり	1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点	
		海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞の表彰あり	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点
保有資格	評価対象資格の保有(注20)	2資格以上保有	1.5点		1.5点		1.5点		1.5点		1.5点		1.5点	
		1資格保有	1.0点	1.5点	1.0点	1.5点	1.0点	1.5点	1.0点	1.5点	1.0点	1.5点	1.0点	1.5点
継続教育	CPDの単位取得状況(注21)	加盟団体の推奨単位数(標準単位(ユニット等))以上	1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点	
		加盟団体の推奨単位数(標準単位(ユニット等))の半分未満	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点
技術者の能力等得点	小計 換算点b(換算点の配点合計は8.0点)		⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	

評価項目	評価基準	「災害時の事業継続力の認定状況」の評価あり				「災害時の事業継続力の認定状況」の評価なし								
		「災害時に対応できる事業継続力」の評価あり	「災害時に対応できない事業継続力」の評価あり	「災害時に対応できる事業継続力」の評価なし	「災害時に対応できない事業継続力」の評価なし	「災害時に対応できる事業継続力」の評価あり	「災害時に対応できない事業継続力」の評価あり	「災害時に対応できる事業継続力」の評価なし	「災害時に対応できない事業継続力」の評価なし					
災害協定の締結	中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害協定の締結実績(注22)	協定あり	1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点	
		協定なし	0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点	
災害復旧等の実績	中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害復旧等の表彰実績(過去5年間)(注22)(注23)	局長表彰あり	1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点	
		事務所長表彰等あり	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点
ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰(過去5年間)又は「災害年度」のボランティア活動実績(注22)(注24)(注25)	表彰または4回以上の実績あり	1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点	
		表彰なし及び実績が4回未満	0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点	
管内実績	H23.4.1以降に元請として完成・引渡し完了した中部地方整備局管内(港湾空港関係)の施工実績(注22)	当該区域における施工実績あり(注26)	1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点	
		管内における施工実績あり	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点
災害時に対応できる作業船保有の状況	災害協定書を締結している団体等に所属し、かつ自社保有の状況で評価	災害協定書を締結している団体等に所属し、かつ自社保有あり(注27)	1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点	
		自社保有なし	0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点	
災害時の事業継続力の認定状況	建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無(注28)	認定あり	1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点		1.0点	
		認定なし	0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点		0.0点	
地域精進度等得点	小計 換算点c(換算点の配点合計は4.0点)		⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		⑱	

評価項目	評価基準	配点
工事信頼度	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工事の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事成績評定の平均点を65点とみなす。)の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点
	中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点
工事信頼度等小計	e	

総合評価方式	加算点小計:d
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型	(a+b+c) × 40/20
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型以外	(a+b+c) × 30/20
施工能力評価型(I型・施工計画重視型)	(a+b+c) × 20/20
技術提案評価型(S型・非WTO)	

(注29)
加算点合計=加算点小計d+工事信頼度等小計e

「作業船の評価の有無」、「評価対象資格数」、「総合評価の方式」については別記条件書による。

(注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし、かつ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。

(注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾技術調査事務所を指す。

(注3)過去5年間に完了した当該工事の実績がある場合は、過去5年間の平均評定点を評価し、ない場合は過去10年間の平均評定点を評価する。なお、過去10年間の平均評定点を適用する場合、記載の配点に0.5を乗じた値を工事成績の評価点とする。

(注4)「過去5年間」とは、公告日がR8.5.31までは、R2～R6年度、R8.6.1からはR3～R7年度を指し、「過去10年間」とは、公告日がR8.5.31までは、H27～R6年度、R8.6.1からはH28～R7年度を指す。

(注5)「過去3年間」とは、「インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」及び海外インフラプロジェクト技術者表彰(国土交通大臣賞、奨励賞)についてはR5～R7年度を指す。

(注6)「優良工事表彰、安全工事表彰、又はその他表彰」及び「優良工事技術者表彰」については、公告日がR8.7.31までは、R5～R7年度、R8.8.1からはR6～R8年度を指す。

(注7)その他表彰とは下掲表彰を指す。

(注8)優良工事表彰、その他表彰については、受賞した工事の工種に限り評価し、インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)及び安全工事表彰は受賞した工事の工種に限らず全港湾5工種で評価する。また、複数の表彰実績がある場合でも、評価点が最大となる1表彰に限り評価する。

(注9)「インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」の評価対象は、国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事であり、かつ、本局を有している企業とする。

(注10)地元企業とは、愛知県・三重県で施工する工事は愛知県又は三重県、静岡県で施工する工事は静岡県内に本社・本店を有している企業、静岡県で施工する工事は静岡県内に本社・本店を有している企業とする。

(注11)環境性能を満足する作業船とは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第19条の3に基づき「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」(平成22年改正)を満足していることとする。

(注12)「環境性能」と「新造」の重複した評価はしない。

(注13)平成22年改正前の「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足している作業船の申請については、配点に0.5を乗じた値を評価対象の加算点とする。

(注14)加算期間は、作業船に設置されたクレーン原動機や主発電機等の「全ての原動機製造後(新品取替)」については原動機製造後(新品取替)15年、「中古船の買収」については建造後15年とする。

(注15)平成22年7月以降に自ら「新造」したものを対象とし、加算期間は新造後15年とする。

(注16)「ICT活用工事」の対象となる項目については、特記仕様書を十分確認のこと。

(注17)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づき基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に関する基準は満たすものに限る。)をいう。

(注18)次世代育成支援推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づき基準に適合するものと認定された企業をいう。

(注19)若者の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づき基準に適合するものと認定された企業をいう。

(注20)海外インフラプロジェクト技術者表彰(国土交通大臣賞、奨励賞)の評価対象は、港湾、空港分野で当該工事の表彰をされたものとする。

(注21)評価対象資格は、別記条件書の「評価対象資格」に示す資格を指す。

(注22)推奨単位数に優良、標準の分けのない団体の証明書類の場合、標準単位とする。

(注23)「中部地方整備局管内(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港関係)及び愛知・三重・静岡各県内の港湾・海岸を指す。

(注24)「過去5年間」とは、当該工事の公告日より過去5年間を指す。

(注25)ボランティア活動とは、国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が主催又は後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、自治会が主催し国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動を指す。

(注26)「過去5年間」とは、公告日がR8.7.31までは、R3～R7年度、R8.8.1からはR4～R8年度を指す。

(注27)当該区域は、愛知県・三重県で施工する工事は愛知県又は三重県、静岡県で施工する工事は静岡県とする。

(注28)「作業船の100%自社保有」かつ「中部地方整備局(港湾空港関係)と災害協定書を締結している団体等に所属していること。」

(注29)中部地方整備局(港湾空港関係)における災害時建設事業継続力認定を受け、認定書に記載される有効期限内(3年間)にあること。(令和2年10月認定開始)

(注30)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。

※加算点小計dは、小数2位四捨五入

別紙 評価基準表【港湾5工種A等級の工事:チャレンジ型】

評価項目		評価基準	配点(「特別港湾潜水工士」評価有り)												配点(「特別港湾潜水工士」評価無し)											
			ICT評価なし、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスター」の活用(評価有り)			ICT評価あり、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスター」の活用(評価有り)			ICT評価なし、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスター」の活用(評価無し)			ICT評価あり、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスター」の活用(評価無し)			ICT評価なし、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスター」の活用(評価有り)			ICT評価あり、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスター」の活用(評価有り)								
企業 の 能力 等	施工実績	H23.4)以降に元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	4.0点			4.0点			4.0点			4.0点			4.0点			4.0点			4.0点			4.0点		
	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターをそれぞれの資格に指定(「別記条件書」に記載)している当該工種の全施工期間に配置	1.0点			1.0点			1.0点			1.0点			1.0点			1.0点			1.0点			1.0点		
	特別港湾潜水工士の登用	潜水作業管理者を必要とする作業日(3名以上の者が潜水作業を行う場合)の全期間、有資格者を配置	1.0点			1.0点			1.0点			1.0点			1.0点			1.0点			1.0点			1.0点		
	ICTの活用(ICT活用計画)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無【基礎工】(「ロック掘付工」) (注2)			7.0点			9.0点			6.0点			8.0点			6.0点			8.0点			5.0点			7.0点
	ワークライフバランス推進企業	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるほし・えるほし認定企業) (注3) ・次世代法に基づく認定(「くるみん(旧基準)・くるみん(新基準)・プラチなくるみん・トラクくるみん(旧基準)・トラクくるみん(新基準)認定企業」) (注4) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) (注5) 認定を受けていない	1.0点			1.0点			1.0点			1.0点			1.0点			1.0点			1.0点			1.0点		
企業能力等得点		小計 換算点a(換算点の配点合計は5.0点)	① a=①×5.0/7.0			② a=②×5.0/9.0			③ a=③×5.0/6.0			④ a=④×5.0/8.0			⑤ a=⑤×5.0/6.0			⑥ a=⑥×5.0/8.0			⑦ a=⑦×5.0/5.0			⑧ a=⑧×5.0/7.0		

評価項目		評価基準	配点(評価対象資格2資格以上)			配点(評価対象資格1資格)			配点(評価対象資格なし)		
技術者 の 能力 等	経験	H23.4)以降に元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	3.0点			3.0点			3.0点		
	保有資格	評価対象資格の保有(注6)	1.0点		3.0点	0.5点		0.5点	0.0点		0.0点
	継続教育	CPDの単位取得状況(注7)	1.0点		1.0点	0.5点		0.5点	0.0点		0.0点
	技術者の能力等得点		小計 換算点b(換算点の配点合計は5.0点)	⑨ b=⑨×5.0/5.0			⑩ b=⑩×5.0/4.5			⑪ b=⑪×5.0/4.0	

評価項目		配点
工事 信頼 度 等	工事信頼度	-1.5点
	工事信頼度	-1.5点
工事信頼度等小計		d

総合評価方式	加算点小計:c
技術提案評価型(S型・非WTO・チャレンジ型)	(a+b)×10/10
施工能力評価型(I型・施工計画重視型・チャレンジ型)	(a+b)×10/10
施工能力評価型(I型・施工計画重視型・チャレンジ型)施工体制確認型以外	(a+b)×5/10

(注8)
加算点合計=加算点小計c+工事信頼度等小計d

※加算点小計cは、小数2位四捨五入

「評価対象資格数」については別記条件書による。

- (注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。
- (注2)「ICT活用工事」の対象となる項目については、特記仕様書を十分確認のこと。
- (注3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)をいう。
- (注4)次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- (注5)青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- (注6)評価対象資格は、別記条件書の「評価対象資格」に示す資格を指す。
- (注7)推奨単位に優良、標準の分けのない団体の証明書類の場合、標準単位とする。
- (注8)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。

別紙 評価基準表【WTO(港湾5工種) 段階選抜】

評価項目		評価基準	配点		
企業の能力等	施工実績	H23.4.1以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事の実績あり(注1)	8.0点	8.0点
		同種性が認められる工事の実績あり	0.0点		
		・実績なし ・対象工事が65点未満	欠格		
	工事成績	中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年間又は10年に完了したの当該工種の工事の平均評定点 [500万円以上の工事] (注2)(注3)(注4)(注5)	平均点80点以上	6.0点	6.0点
			平均点78点以上80点未満	5.0点	
			平均点76点以上78点未満	4.0点	
			平均点74点以上76点未満	3.0点	
			平均点72点以上74点未満	2.0点	
			平均点70点以上72点未満	1.0点	
			平均点70点未満又は過去10年間に実績がない 過去2年間の平均点が65点未満	0.0点 欠格	
ワークライフバランス推進企業		次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)(注6) ・次世代法に基づく認定(くるみん(旧基準)・くるみん(新基準)・プラチナくるみん・トライくるみん(旧基準)・トライくるみん(新基準)認定企業)(注7) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)(注8)	1.0点	1.0点	
		認定を受けていない	0.0点		
企業能力等得点		小計:a			

評価項目		評価基準	配点		
技術者の能力等	経験	H23.4.1以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	9.0点	9.0点
			より同種性の高い工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	4.0点	
			同種性が認められる工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事	0.0点	
	工事成績	同種工事の工事成績 [H23.4.1以降の全地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の実績を対象とする]	80点以上	6.0点	6.0点
			78点以上80点未満	5.0点	
			76点以上78点未満	4.0点	
			74点以上76点未満	3.0点	
			72点以上74点未満	2.0点	
			70点以上72点未満	1.0点	
			70点未満 65点未満	0.0点 欠格	
技術者の能力等得点		小計:b			

加算点合計＝小計a＋小計b (注9)

- (注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。
- (注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。
- (注3)中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年間に完了した当該工種の工事成績がない場合、10年間の平均評定点を適用する。
- (注4)「過去5年間」とは、公告日がR8.5.31まではR2～R6年度、R8.6.1からはR3～R7年度を指し、「過去10年間」とは、公告日がR8.5.31まではH27～R6年度、R8.6.1からはH28～R7年度を指す。
- (注5)10年間の平均評定点を適用する場合、記載の配点に0.5を乗じた値を工事成績の評価点とする。
- (注6)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)をいう。
- (注7)次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- (注8)青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- (注9)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。

別紙 評価基準表(港湾5工種のうちA等級以外の工事)

評価項目	評価基準	配点(特別港湾潜水工)評価あり				配点(特別港湾潜水工)評価なし			
		(作業船)評価あり(ICT)評価なし	(作業船)及び(ICT)評価あり	(作業船)及び(ICT)評価なし	(作業船)評価なし(ICT)評価あり	(作業船)及び(ICT)評価あり	(作業船)及び(ICT)評価なし	(作業船)評価なし(ICT)評価あり	(作業船)及び(ICT)評価なし
企業の能力等	施工実績	H23.4以降に元請として完成・引渡し完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	2.5点 0.0点 欠格	2.5点 0.0点 欠格	2.5点 0.0点 欠格	2.5点 0.0点 欠格	2.5点 0.0点 欠格	2.5点 0.0点 欠格	2.5点 0.0点 欠格
	工事成績	中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年又は10年間に完了した当該工種の工事の平均評定点(500万円以上の工事) (注2)(注3)(注4)	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点 欠格	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点 欠格	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点 欠格	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点 欠格			
	表彰	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)、中部地方整備局(港湾空港関係)の優良工事表彰、安全工事表彰、又はその他表彰(過去3年間) (注2)(注5)(注6)(注7)(注8)	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点
	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設マスター又は建設マスター又は建設マスターの活用	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設マスター又は建設マスター又は建設マスターの活用 (別記条件書に記載している当該工種の全施工期間に配置)	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点
	特別港湾潜水工の活用	潜水作業管理者を必要とする作業日(3名以上の者が潜水作業を行う場合)の全期間、有資格者を配置	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点
	作業船の保有等	当該工事に使用する作業船の保有形態	当該工事に使用する作業船を保有 登記簿の保有比率50%以上又は、海上保険証券の保険支払比率50%以上 当該工事に使用する作業船を保有 登記簿の保有比率20%以上50%未満又は、海上保険証券の保険支払比率20%以上50%未満 当該工事に使用する作業船を保有 登記簿の保有比率20%未満又は、海上保険証券の保険支払比率20%未満 保有していない	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点
		上記項目(当該工事に使用する作業船の保有)で評価した作業船の環境性能 (注9)(注10)(注11)(注12)	全ての原動機が環境性能を満足 出資比率が50%以上 全ての原動機が環境性能を満足 出資比率が20%以上50%未満 全ての原動機が環境性能を満足 出資比率が20%未満 いずれかの原動機が環境性能を満足していない、または、いずれの作業船も保有していない	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点	1.0点 0.5点 0.25点 0.0点
		作業船の新造 (注9)(注10)(注11)	自ら新造し、かつ作業船の財産を所有し環境性能を満足する 出資比率が50%以上 自ら新造し、かつ作業船の財産を所有し環境性能を満足する 出資比率が20%以上50%未満 自ら新造し、かつ作業船の財産を所有し環境性能を満足する 出資比率が20%未満 新造なし	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点	1.5点 0.75点 0.25点 0.0点
	ICTの活用(ICT活用計画)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無 【基礎工】 【ブロック据付工】 (注14)	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点
	ワークライフバランス推進企業	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナ星)又は(はし認定企業) (注15) ・次世代法に基づく認定(くるみん(旧基準)・くるみん(新基準)・プラチナくるみん・トライくるみん(旧基準)・トライくるみん(新基準)認定企業)(注16) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)(注17) 認定を受けていない	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点
企業能力等得点		小計 (登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設マスターの活用)評価あり	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
企業能力等得点		小計 (登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設マスターの活用)評価なし	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
換算点a(換算点の配点合計は80点)		a=①×8.0/11.5	a=②×8.0/13.5	a=③×8.0/9.0	a=④×8.0/11.0	a=⑤×8.0/10.5	a=⑥×8.0/12.5	a=⑦×8.0/8.0	a=⑧×8.0/10.0
換算点a(換算点の配点合計は80点)		a=①×8.0/10.5	a=②×8.0/12.5	a=③×8.0/8.0	a=④×8.0/10.0	a=⑤×8.0/9.5	a=⑥×8.0/11.5	a=⑦×8.0/7.0	a=⑧×8.0/9.0

評価項目	評価基準	配点(評価対象資格2資格以上)		配点(評価対象資格1資格)		配点(評価対象資格なし)	
		2.5点	1.0点	2.5点	1.0点	2.5点	1.0点
経験	H23.4以降に元請として完成・引渡し完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	2.5点	1.0点	2.5点	1.0点	2.5点	1.0点
工事成績	同種工事の工事成績 [H23.4以降の全地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の実績を対象とする]	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点 欠格	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点 欠格	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点 欠格	3.0点 2.5点 2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点 欠格		
表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事技術者表彰、当該工種の海外インフラプロジェクト技術者表彰(過去3年間) (注2)(注5)(注18)	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点
保有資格	評価対象資格の保有 (注19)	2資格以上保有 1資格保有 資格なし	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点
継続教育	CPDの単位取得状況 (注20)	加盟団体の推奨単位数(標準単位(ユニット等))以上 加盟団体の推奨単位数(標準単位(ユニット等))の半分以上 加盟団体の推奨単位数の半分未満	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点
技術者の能力等得点		小計 換算点b(換算点の配点合計は80点)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
換算点b(換算点の配点合計は80点)		b=⑨×8.0/9.0	b=⑩×8.0/8.5	b=⑪×8.0/7.5	b=⑫×8.0/7.5	b=⑬×8.0/7.5	b=⑬×8.0/7.5

評価項目	評価基準	配点				
		「災害時の事業継続力の認定状況」の評価あり	「災害時の事業継続力の認定状況」の評価なし	「災害時の事業継続力の認定状況」の評価あり	「災害時の事業継続力の認定状況」の評価なし	
災害協定の締結	中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害協定の締結実績 (注21)	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	
災害復旧等の実績	中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害復旧等の表彰実績(過去5年間) (注21)(注22)	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	
ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰(過去5年間)、又は「前年度」のボランティア活動実績 (注21)(注23)(注24)	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	
管内実績	H23.4以降に元請として完成・引渡し完了した中部地方整備局管内(港湾空港関係)の施工実績 (注21)	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	
災害時に対応できる作業船保有の状況	災害協定書を締結している団体等に所属し、かつ自社保有の状況で評価	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	
災害時の事業継続力の認定状況	建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無 (注27)	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	
地域精進度等得点		小計 換算点c(換算点の配点合計は40点)	⑭	⑮	⑯	⑰
換算点c(換算点の配点合計は40点)		c=⑭×4.0/5.0	c=⑮×4.0/6.0	c=⑯×4.0/4.0	c=⑰×4.0/5.0	c=⑰×4.0/5.0

評価項目	評価基準	配点
工事信頼度	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事成績評定の平均点が65点とみなす。)の場合、低入札工事後2年間、減点する。	-1.5点
工事信頼度	中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工種の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事後2年間、減点する。	-1.5点
工事信頼度等小計		e

総合評価方式	加算点小計:d
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型	(a+b+c)×40/20
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型以外	(a+b+c)×30/20
施工能力評価型 (I型・施工計画重視型)	(a+b+c)×20/20
技術提案評価型(G型・非WTO)	

(注28)
加算点合計=加算点小計d+工事信頼度等小計e

「作業船の評価の有無」、「評価対象資格数」、「総合評価の方式」については別記条件による。

(注1)より同種性の高い工事とは、「同種工事」要件を満たし、かつ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。

(注2)中部地方整備局(港湾空港関係)とは、中部地方整備局(港湾空港関係)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾技術調査事務所を指す。

(注3)過去5年間に完了した当該工種の工事実績がある場合は、過去5年間の平均評定点が評価し、ない場合は過去10年間の平均評定点を適用する。なお、過去10年間の平均評定点を適用する場合、記載の配点に0.5を乗じた値を工事成績の評価点とする。

(注4)「過去5年間」とは、公告日がR8.5.31までは、R2～R6年度、R8.6.1からはR3～R7年度を指し、「過去10年間」とは、公告日がR8.5.31までは、H27～R6年度、R8.6.1からはH28～R7年度を指す。

(注5)「過去3年間」とは、「インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)及び海外インフラプロジェクト技術者表彰(国土交通大臣賞、奨励賞)」についてはR5～R7年度を指し、「優良工事表彰、安全工事表彰、又はその他表彰」及び「優良工事技術者表彰」については、公告日がR8.7.31までは、R5～R7年度、R8.8.1からはR6～R8年度を指す。

(注6)その他表彰とは下掲表彰を指す。

(注7)優良工事表彰、その他表彰については、受賞した工事の工種に限り評価し、インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)及び安全工事表彰は受賞した工事の工種に限らず全港湾5工種で評価する。また、複数の表彰実績がある場合でも、評価点が最大となる1表彰に限り評価する。

(注8)「インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」の評価対象は、国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事で表彰されたものとする。

(注9)環境性能を満足する作業船とは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第19条の3に基づき「空室酸化物の放出量に係る放出基準」(平成22年改正)を満足していることとする。

(注10)「環境性能」と「新造」の重複した評価はしない。

(注11)平成22年改正前の「空室酸化物の放出量に係る放出基準」を満足している作業船の申請については、配点に0.5を乗じた値を評価対象の加算点とする。

(注12)作業船に設置されたクレーン原動機や主発電機等の「全ての原動機製造後(新品取替)及び「中古船の買収」のみに関する当該申請者の出資比率に応じた加算点とする。加算期間は、原動機製造後(新品取替)15年、中古船については建造後15年とする。

(注13)平成22年7月以降に自ら「新造したもの」を対象とし、新造のみに関する当該申請者の出資比率に応じた加算点とする。なお、加算期間は新造後15年とする。

(注14)「ICT活用工事」の対象となる項目については、特記仕様書を十分確認のこと。

(注15)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づき基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限り)をいう。

(注16)次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づき基準に適合するものと認定された企業をいう。

(注17)若年者の雇用促進に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づき基準に適合するものと認定された企業をいう。

(注18)海外インフラプロジェクト技術者表彰(国土交通大臣賞、奨励賞)の評価対象は、港湾、空港分野で当該工種の表彰をされたものとする。

(注19)評価対象資格は、別記条件書の「評価対象資格」に示す資格を指す。

(注20)推奨単位数は、別記条件書の「評価対象資格」に示す資格を指す。

(注21)「中部地方整備局管内(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港関係)及び愛知・三重・静岡県各県内の港湾・海岸を指す。

(注22)「過去5年間」とは、当該工種の公告日より過去5年間を指す。

(注23)ボランティア活動とは、国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が主催又は後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、自治会が主催し国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動を指す。

(注24)「過去5年間」とは、公告日がR8.7.31までは、R3～R7年度、R8.8.1からはR4～R8年度を指す。

(注25)当該区域は、愛知県・三重県で施工する工事は愛知県又は三重県、静岡県で施工する工事は静岡県とする。

(注26)「作業船の100%自社保有」、且つ「中部地方整備局(港湾空港関係)と災害協定書を締結している団体等に所属していること、

(注27)中部地方整備局(港湾空港関係)における災害時建設事業継続力認定を受け、認定書に記載される有効期限内(3年間)にあること。(令和2年10月認定開始)

(注28)JVで申請があった場合、各社の加算点(JVの出資割合を乗じた値)の全社の合計値を評価対象の加算点とする。

別紙 評価基準表【港湾5工種のうちA等級以外の工事:地元作業船の活用評価あり】

評価項目	評価基準	配点(特別港湾潜水技術士(評価あり))				配点(特別港湾潜水技術士(評価なし))								
		「地元作業船」(評価あり)、「ICT」(評価なし)	「地元作業船」及び「ICT」(評価あり)	「地元作業船」及び「ICT」(評価なし)	「地元作業船」(評価あり)、「ICT」(評価なし)	「地元作業船」及び「ICT」(評価あり)	「地元作業船」及び「ICT」(評価なし)	「地元作業船」(評価なし)、「ICT」(評価あり)	「地元作業船」及び「ICT」(評価なし)					
企業の能力等	施工実績	H23.4.1以降に完請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点
	工事成績	中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年又は10年間に完了した当該工種の工事の平均評定点(500万円以上の工事)(注2)(注3)(注4)	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点
	表彰	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)、中部地方整備局(港湾空港関係)の優良工事表彰、安全工事表彰、又はその他表彰(過去3年間)(注2)(注5)(注6)(注7)(注8)	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点
	登録海上起重基幹技術者、建設マスター又は建設ジュニアマスターをそれぞれ指定(「別記条件書」に記載)している当該工種の全施工期間にアマスターの活用	登録海上起重基幹技術者、建設マスター又は建設ジュニアマスターをそれぞれ指定(「別記条件書」に記載)している当該工種の全施工期間にアマスターの活用	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点
	特別港湾潜水技術士の活用	潜水作業管理者を必要とする作業日(3名以上の者が潜水作業を行う場合)の全期間、有資格者を配置	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点
	地元作業船の活用	地元企業が所有する作業船をそれぞれ指定(「別記条件書」に記載)している主要工種の作業日数の30%以上を使用(注9)	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点
	上記項目(当該工種に使用する地元企業が所有する作業船)で評価した作業船の環境性能(注10)(注11)(注12)(注13)	全ての原動機が環境性能を満足 いずれかの原動機が環境性能を満足していない	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点
	作業船の新造(注10)(注11)(注14)	地元企業が自ら新造し、かつ作業船の財産を所有し環境性能を満足する 新造なし	1.5点 0.0点	1.5点 0.0点	1.5点 0.0点	1.5点 0.0点	1.5点 0.0点	1.5点 0.0点	1.5点 0.0点	1.5点 0.0点	1.5点 0.0点	1.5点 0.0点	1.5点 0.0点	1.5点 0.0点
	ICTの活用(「ICT活用計画」)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する場合 「基礎工」「ブロック据付工」(注15)	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点
	ワークライフバランス推進企業	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づき認定(プラチナ星級、もしくは認定企業)(注16) ・次世代法に基づき認定(くみん(旧基準)・くみん(新基準)・プラチナくみん・トライくみん(旧基準)・トライくみん(新基準)認定企業)(注17) ・若者雇用促進法に基づき認定(ユースフル認定企業)(注18) 認定を受けていない	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点	0.5点 0.0点
企業能力等得点 「登録海上起重基幹技術者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの活用」 評価あり	小計 換算点a(換算点の配点合計は8.0点)	① a=①×8.0/11.5	② a=②×8.0/13.5	③ a=③×8.0/9.0	④ a=④×8.0/11.0	⑤ a=⑤×8.0/10.5	⑥ a=⑥×8.0/12.5	⑦ a=⑦×8.0/8.0	⑧ a=⑧×8.0/10.0					
企業能力等得点 「登録海上起重基幹技術者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの活用」 評価なし	小計 換算点a(換算点の配点合計は8.0点)	① a=①×8.0/10.5	② a=②×8.0/12.5	③ a=③×8.0/8.0	④ a=④×8.0/10.0	⑤ a=⑤×8.0/9.5	⑥ a=⑥×8.0/11.5	⑦ a=⑦×8.0/7.0	⑧ a=⑧×8.0/9.0					

評価項目	評価基準	配点(評価対象資格2資格以上)		配点(評価対象資格1資格)		配点(評価対象資格なし)	
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
経験	H23.4.1以降に完請として完成・引渡し完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点	2.5点
工事成績	同種工事の工事成績 H23.4.1以降の全地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の実績を対象とする	9.0点	9.0点	8.5点	8.5点	7.5点	7.5点
表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事技術者表彰、当該工種の海外インフラプロジェクト技術者表彰(過去3年間)(注2)(注5)(注19)	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点
保有資格	評価対象資格の保有(注20)	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点	1.5点 1.0点 0.0点
継続教育	CPDの単位取得状況(注21)	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点 0.5点 0.0点
技術者の能力等得点	小計 換算点b(換算点の配点合計は8.0点)	⑨ b=⑨×8.0/9.0	⑩ b=⑩×8.0/8.5	⑪ b=⑪×8.0/7.5			

評価項目	評価基準	「災害時の事業継続力の認定状況」の評価あり				「災害時の事業継続力の認定状況」の評価なし			
		「災害時に対応できる事業継続力」の評価あり	「災害時に対応できる事業継続力」の評価なし	「災害時に対応できる事業継続力」の評価あり	「災害時に対応できる事業継続力」の評価なし	「災害時に対応できる事業継続力」の評価あり	「災害時に対応できる事業継続力」の評価なし	「災害時に対応できる事業継続力」の評価あり	「災害時に対応できる事業継続力」の評価なし
災害協定の締結	中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害協定の締結実績(注22)	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点
災害復旧等の実績	中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害復旧等の表彰実績(過去5年間)(注22)(注23)	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点
ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰(過去5年間)又は「毎年度」のボランティア活動実績(注22)(注24)(注25)	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点
管内実績	H23.4.1以降に完請として完成・引渡し完了した中部地方整備局管内(港湾空港関係)の施工実績(注22)	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点
災害時に対応できる作業船保有の状況	災害協定書を締結している団体等に所属し、かつ自社保有の状況が評価 自社保有あり(注27) 自社保有なし	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点
災害時の事業継続力の認定状況	建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無(注28)	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点
地域精進度等得点	小計 換算点c(換算点の配点合計は4.0点)	⑬ c=⑬×4.0/5.0	⑭ c=⑭×4.0/6.0	⑮ c=⑮×4.0/4.0	⑯ c=⑯×4.0/5.0				

評価項目	配点
工事信頼度等	-1.5点
工事信頼度	-1.5点
工事信頼度等小計	e

総合評価方式	加算点小計-d
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型	(a+b+c)×40/20
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型以外	(a+b+c)×30/20
施工能力評価型(I型・施工計画重視型)	(a+b+c)×20/20
技術提案評価型(S型・非WTO)	

(注29) 加算点合計=加算点小計d+工事信頼度等小計e

- 【作業船の評価の有無】、「評価対象資格数」、「総合評価の方式」については別記条件書による。
- (注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし、かつ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。
- (注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港関係)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾技術調査事務所を指す。
- (注3)過去5年間に完了した当該工種の工事実績がある場合は、過去5年間の平均評定点で評価し、ない場合は過去10年間の平均評定点で評価する。なお、過去10年間の平均評定点を適用する場合、記載の配点に0.5を乗じた値を工事成績の評価点とする。
- (注4)「過去5年間」とは、公告日がR8.5.31までは、R2～R6年度、R8.6.1からはR3～R7年度を指し、「過去10年間」とは、公告日がR8.5.31までは、H27～R6年度、R8.6.1からはH28～R7年度を指す。
- (注5)「過去3年間」とは、「インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」及び海外インフラプロジェクト技術者表彰(国土交通大臣賞、奨励賞)についてはR5～R7年度を指し、「優良工事表彰、安全工事表彰、又はその他表彰」及び「優良工事技術者表彰」については、公告日がR8.7.31までは、R5～R7年度、R8.8.1からはR6～R8年度を指す。
- (注6)その他表彰とは下請け表彰を指す。
- (注7)優良工事表彰、その他表彰については、受賞した工事の工種に限り評価し、インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)及び安全工事表彰は受賞した工事の工種に限らず全港湾5工種工事で評価する。また、複数の表彰実績がある場合も、評価点が最大となる1表彰に限り評価する。
- (注8)「インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」の評価対象は、国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事で表彰されたものとする。
- (注9)地元企業とは、愛知県・三重県で施工する工事は愛知県又は三重県、静岡県で施工する工事は静岡県に本社・本店を有している企業、静岡県以外で施工する工事は静岡県内に本社・本店を有している企業とする。
- (注10)環境性能を満足する作業船とは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第19条の3に基づき「窒素酸化物の放出基準」(平成22年改正)を満足していることとする。
- (注11)「環境性能」と「新造」の重複した評価はしない。
- (注12)平成22年改正前の「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足している作業船の申請については、配点に0.5を乗じた値を評価対象の加算点とする。
- (注13)加算期間は、作業船に設置されたクレーン原動機や主発電機等の「全ての原動機製造後(新品取替)」については原動機製造後(新品取替)15年、「中古船の買収」については建造後15年とする。
- (注14)平成22年7月以降に自ら「新造」したものを対象とし、加算期間は新造後15年とする。
- (注15)「ICT活用工事」の対象となる項目については、特記仕様書を十分確認のこと。
- (注16)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づき「基準」に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)をいう。
- (注17)次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づき「基準」に適合するものと認定された企業をいう。
- (注18)若年者の雇用促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づき「基準」に適合するものと認定された企業をいう。
- (注19)海外インフラプロジェクト技術者表彰(国土交通大臣賞、奨励賞)の評価対象は、港湾、空港分野で当該工種の表彰をされたものとする。
- (注20)評価対象資格は、別記条件書の「評価対象資格」に示す資格を指す。
- (注21)推奨単位に優良、標準の分けのない団体の証明書類の場合、標準単位とする。
- (注22)「中部地方整備局管内(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港関係)及び愛知・三重・静岡各県内の港湾・海岸を指す。
- (注23)「過去5年間」とは、当該工事の公告日より過去5年間を指す。
- (注24)ボランティア活動とは、国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が主催又は後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動を指す。自治会が主催し国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動を指す。
- (注25)「過去5年間」とは、公告日がR8.7.31までは、R3～R7年度、R8.8.1からはR4～R8年度を指す。
- (注26)当該区域は、愛知県・三重県で施工する工事は愛知県又は三重県、静岡県で施工する工事は静岡県とする。
- (注27)「作業船の100%自社保有」とは、「中部地方整備局(港湾空港関係)と災害協定書を締結している団体等に所属していること」。
- (注28)中部地方整備局(港湾空港関係)における災害時建設事業継続力認定を受け、認定書に記載される有効期限内(3年間)にあること。(令和2年10月認定開始)
- (注29)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。

※加算点小計dは、小数2位四捨五入

別記 評価基準表(港湾5工種のうちA等級以外の工事:チャレンジ型)		配点(「特別港湾潜水技術士」評価有り)										配点(「特別港湾潜水技術士」評価無し)									
評価項目		評価基準		(ICT)評価なし、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの活用」評価あり		(ICT)評価あり、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの活用」評価あり		(ICT)評価なし、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの活用」評価なし		(ICT)評価あり、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの活用」評価なし		(ICT)評価なし、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの活用」評価あり		(ICT)評価あり、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの活用」評価あり		(ICT)評価なし、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの活用」評価なし		(ICT)評価あり、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの活用」評価なし		(ICT)評価なし、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの活用」評価あり	
企業 の 能力 等	施工実績	H23.41以降に元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事の実績あり (注1) 同種性が認められる工事の実績あり ・実績なし ・対象工事が65点未満	4.0点 0.0点 欠格	4.0点	4.0点 0.0点 欠格	4.0点	4.0点 0.0点 欠格	4.0点	4.0点	4.0点 0.0点 欠格	4.0点	4.0点	4.0点 0.0点 欠格	4.0点	4.0点	4.0点 0.0点 欠格	4.0点	4.0点	4.0点 0.0点 欠格	4.0点
	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの活用	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターをそれぞれの資格に指定(「別記条件書」に記載している当該工種の全施工期間に配置)	以下のいずれかを配置 ○船団長に登録海上起重基幹技能者を配置 ○建設マスターを配置 ○建設ジュニアマスターを配置 登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置なし	1.0点 0.0点	1.0点	1.0点 0.0点	1.0点	1.0点	1.0点 0.0点	1.0点	1.0点 0.0点	1.0点	1.0点	1.0点 0.0点	1.0点	1.0点	1.0点 0.0点	1.0点	1.0点	1.0点 0.0点	1.0点
	特別港湾潜水技術士の活用	潜水作業管理者を必要とする作業日(3名以上の者が潜水作業を行う場合)の全期間、有資格者を配置	潜水作業管理者に「特別港湾潜水技術士」の有資格者を配置 資格無し	1.0点 0.0点	1.0点	1.0点 0.0点	1.0点	1.0点	1.0点 0.0点	1.0点	1.0点 0.0点	1.0点	1.0点	1.0点 0.0点	1.0点	1.0点	1.0点 0.0点	1.0点	1.0点	1.0点 0.0点	1.0点
	ICTの活用 (ICT活用計画)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画の有無【基礎工】【ブロック据付工】(注2)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合	6.5点	8.5点	5.5点	7.5点	5.5点	7.5点	4.5点	6.5点										
	ワークライフバランス推進企業	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)(注3) ・次世代法に基づく認定(くるみん(旧基準)・くるみん(新基準)・プラチなみるみん・トライくるみん(旧基準)・トライくるみん(新基準)認定企業)(注4) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースフル認定企業)(注5) 認定を受けていない	0.5点 0.0点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点
企業能力等得点		小計 換算点a(換算点の配点合計は5.0点)	①	a=①×5.0/6.5	②	a=②×5.0/8.5	③	a=③×5.0/5.5	④	a=④×5.0/7.5	⑤	a=⑤×5.0/5.5	⑥	a=⑥×5.0/7.5	⑦	a=⑦×5.0/4.5	⑧	a=⑧×5.0/6.5			

評価項目		評価基準		配点(評価対象資格2資格以上)		配点(評価対象資格1資格)		配点(評価対象資格なし)	
技術者の 能力 等	経験	H23.41以降に元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特別監理技術者あるいは現場代理人として従事 より同種性の高い工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特別監理技術者あるいは現場代理人として従事 同種性が認められる工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事	3.0点 1.0点 0.0点	5.0点	3.0点 1.0点 0.0点	4.5点	3.0点 1.0点 0.0点	4.0点
	保有資格	評価対象資格の保有(注6)	2資格以上保有 1資格保有 資格なし	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点	0.5点 0.0点	0.5点	- -	-
	継続教育	CPDの単位取得状況(注7)	加盟団体の推奨単位数(標準単位(ユニット等))以上 加盟団体の推奨単位数(標準単位(ユニット等))の半分以上 加盟団体の推奨単位数の半分未満	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点	1.0点 0.5点 0.0点	1.0点
技術者の能力等得点		小計 換算点b(換算点の配点合計は5.0点)	⑨	b=⑨×5.0/5.0	⑩	b=⑩×5.0/4.5	⑪	b=⑪×5.0/4.0	

評価項目		配点	
工事信頼度等	工事信頼度	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事成績評定の平均点を85点とみなす。)の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点
	工事信頼度	中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点
工事信頼度等小計		d	

総合評価方式	加算点小計:c
技術提案評価型(S型・非WTO・チャレンジ型)	(a+b)×10/10
施工能力評価型(I型・施工計画重視型・チャレンジ型) 施工体制確認型	(a+b)×10/10
施工能力評価型(I型・施工計画重視型・チャレンジ型) 施工体制確認型以外	(a+b)×5/10

※加算点小計cは、小数2位四捨五入

(注8)
加算点合計=加算点小計c+工事信頼度等小計d

「評価対象資格数」については別記条件書による。

(注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。

(注2)「ICT活用工事」の対象となる項目については、特記仕様書を十分確認のこと。

(注3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)をいう。

(注4)次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

(注5)青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

(注6)評価対象資格は、別記条件書の「評価対象資格」に示す資格を指す。

(注7)推奨単位数に優劣、標準の分けのない団体の証明書類の場合、標準単位とする。

(注8)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。

別紙 評価基準表(港湾5工種以外)

評価項目		評価基準	配点		
企業 の 能力 等	施工実績	H23.4.1以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事の実績あり(注1)	2.5点	2.5点
			同種性が認められる工事の実績あり ・実績なし ・対象工事が65点未満	0.0点 欠格	
	工事成績	中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年又は10年間に完了した当該工種の工事の平均評定点[500万円以上の工事](注2)(注3)(注4)	平均点80点以上	3.0点	3.0点
			平均点78点以上80点未満	2.5点	
			平均点76点以上78点未満	2.0点	
平均点74点以上76点未満			1.5点		
表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事表彰、安全工事表彰、又はその他表彰[過去3年間](注2)(注5)(注6)(注7)	優良工事表彰(局長表彰)あり	1.0点	1.0点	
		優良工事表彰(部長表彰、事務所長表彰)、安全工事表彰、又はその他表彰あり	0.5点		
		表彰なし	0.0点		
ワークライフバランス推進企業		次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)(注8) ・次世代法に基づく認定(くるみん(旧基準)・くるみん(新基準)・プラチナくるみん・トライくるみん(旧基準)・トライくるみん(新基準)認定企業)(注9) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)(注10)	0.5点	0.5点	
		表彰なし	1.0点		
企業能力等得点		小計	①		
		換算点a(換算点の配点合計は8.0点)	a=①×8.0/7.0		

評価項目		評価基準	配点		
技術者 の 能力 等	経験	H23.4.1以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	2.5点	2.5点
			より同種性の高い工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	1.0点	
			同種性が認められる工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事	0.0点	
	工事成績	同種工事の工事成績[H23.4.1以降の全地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の実績を対象とする]	80点以上	3.0点	3.0点
			78点以上80点未満	2.5点	
76点以上78点未満			2.0点		
74点以上76点未満			1.5点		
72点以上74点未満			1.0点		
70点以上72点未満			0.5点		
表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事技術者表彰[過去3年間](注2)(注5)	表彰あり	1.0点	1.0点	
		表彰なし	0.0点		
継続教育	CPDの単位取得状況(注11)	加盟団体の推奨単位数(標準単位(ユニット等))以上	1.0点	1.0点	
		加盟団体の推奨単位数(標準単位(ユニット等))の半分未満	0.5点		
技術者の能力等得点		小計	②		
		換算点b(換算点の配点合計は8.0点)	b=②×8.0/7.5		

評価項目		評価基準	配点		
地域 精 通 度 ・ 貢 献 度 等	災害協定の締結	中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害協定の締結実績(注12)	協定あり	1.0点	1.0点
			協定なし	0.0点	
	災害復旧等の実績	中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害復旧等の表彰実績[過去5年間](注12)(注13)	局長表彰あり	1.0点	1.0点
			事務所長表彰等あり	0.5点	
	ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰[過去5年間]、又は前年度のボランティア活動実績(注12)(注14)(注15)	表彰または4回以上の実績あり	1.0点	1.0点
表彰なし及び実績が4回未満			0.0点		
管内実績	H23.4.1以降に元請けとして完成・引渡しが完了した中部地方整備局管内の施工実績(注16)	管内における施工実績あり	1.0点	1.0点	
		実績なし	0.0点		
地域精通度等得点		小計	③		
		換算点c(換算点の配点合計は4.0点)	c=③		

評価項目		配点	
工事 信 頼 度 等	工事信頼度	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事成績評定の平均点を65点とみなす。)の場合、低入札工事後2年間、減点する。	-1.5点
		中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事後2年間の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事後2年間、減点する。	-1.5点
工事信頼度等小計		e	

「総合評価の方式」については別記条件書による。

- (注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。
- (注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。
- (注3)過去5年間に完了した当該工種の工事実績がある場合は、過去5年間の平均評定点で評価し、ない場合は過去10年間の平均評定点で評価する。なお、過去10年間の平均評定点を適用する場合、記載の配点に0.5を乗じた値を工事成績の評価点とする。
- (注4)「過去5年間」とは、公告日がR8.5.31までは、R2～R6年度、R8.6.1からはR3～R7年度を指し、「過去10年間」とは、公告日がR8.5.31までは、H27～R6年度、R8.6.1からはH28～R7年度を指す。
- (注5)「過去3年間」とは、公告日がR8.7.31まではR5～R7年度、R8.8.1からはR6～R8年度を指す。
- (注6)その他表彰とは下請け表彰を指す。
- (注7)複数の表彰実績がある場合でも、評価点が最大となる1表彰に限り評価する。
- (注8)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)をいう。
- (注9)次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- (注10)青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- (注11)推奨単位数に優良、標準の分けのない団体の証明書類の場合、標準単位とする。
- (注12)「中部地方整備局管内(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港関係)及び愛知・三重・静岡各県内の港湾・海岸を指す。
- (注13)「過去5年間」とは、当該工事の公告日より過去5年間を指す。
- (注14)ボランティア活動とは、国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が主催又は後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、自治会が主催し国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動を指す。
- (注15)「過去5年間」とは、公告日がR8.7.31までは、R3～R7年度、R8.8.1からはR4～R8年度を指す。
- (注16)「中部地方整備局管内」とは、愛知、岐阜、三重、静岡、長野県南部、各県内の工事を指す。
- (注17)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。

総合評価方式	加算点小計:d
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型	(a+b+c)×40/20
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型以外	(a+b+c)×30/20
施工能力評価型 (I型・施工計画重視型)	(a+b+c)×20/20
技術提案評価型(S型・非WTO)	

※加算点小計dは、小数2位四捨五入

(注14)

加算点合計=加算点小計d+工事信頼度等小計e